

堺市に**暴風警報**・**特別警報**が発令された場合の中間考査の措置

- A. 7:00以前に解除されたとき……………**予定通り考査実施**
- B. 7:00を過ぎても解除されていないとき……………**臨時休業**

10月10日(土)の考査は、10月14日(水)に行います。

10月12日(月)の考査は、変更せずに行います。

※7:00のニュースや気象庁のホームページなどで必ず確認をすること。

※堺市以外(大阪市・松原市等)に居住する生徒で、居住地では発令されている場合、自宅待機すること。
(その際の欠席については配慮する。)

※以上の措置は、「暴風警報」・「特別警報」発令時のみ、その他の警報(大雨警報など)の場合は平常授業。

e-メッセージ等で連絡するので電話による学校への問い合わせはしないこと